



新制度

国民健康保険税 多子世帯負担軽減(減免)制度

町では子育て施策の一環として、今年度から18歳以下の子どもが3人以上いる世帯を対象に、国民健康保険税を一部減免する制度を開始しました。

1 対象者

令和2年3月31日時点で18歳以下である国保加入者が3人以上いる世帯の納税義務者

2 減免額

18歳以下の国保加入者のうち3人目以降のかたの均等割額(注)

(注)「均等割」とは、世帯の国保加入者数に応じて国保税に加算されるもので、18歳以下で1年間国保に加入されているかたの場合、1人あたり17,200円(年額)程度が加算されています。

※金額は世帯によって異なる場合があります。

3 申請方法

令和元年度分の納税通知書がお手元に届いたのち、税務課(⑦番窓口)へ減免申請書の提出が必要です。

国民健康保険税について・・・

国保税は、皆さんの健康と暮らしを守るための大切な財源となっています。一人ひとりが納める国保税により、大きな病気やけがをした時でも全てのかたが安心して医療を受けることができます。

税額は前年の所得や国保加入者数、資産、加入期間などに基づいて計算され、世帯主が納税義務者となります。

※世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保加入者がいれば、納税通知は世帯主に送られます。(この場合の保険税には世帯主分の保険税は含まれません)

所得の申告を必ずしましょう

国保税の税額を決定するため、国保の加入者および世帯主は毎年所得の申告をすることが義務付けられており、前年中に収入がなかったかたも申告が必要です。

また、国保に係る給付(高額療養費など)や福祉サービスなどを受けるためにも申告が必要となりますので、まだお済みでないかたは忘れずに申告しましょう。

資格の手続きを忘れずに

国保の加入や脱退の手続きを忘れていませんか？

手続きを忘れてしまうと、さかのぼって国保税を納めることになったり、他保険と二重納付をしてしまうこともあります。